

平成16年度 国立大学法人東京医科歯科大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

学士課程

教養教育全般の目標を明確にし、それに沿ったカリキュラム及び履修指導體制の見直しを行う。

体験型学習や、視聴覚実習の充実を図るとともに、e-learningなどを活用した新しい授業形態等の導入に関する検討を行う。

早期臨床体験プログラムの導入などを検討する。

教養部・学部間における教育内容の一貫性の向上を図るとともに、教育内容の充実を図る。

海外連携大学との連携を強化し、連携大学での臨床実習や単位互換を可能とする体制の整備、及び留学生の受け入れや学生派遣を行う体制の整備について検討を行う。

学士課程・博士課程に一貫した教育プログラムや教育体制の導入について検討を行う。

大学院課程

海外提携大学との学生交流を進める。

e-learning等を活用し、社会人が受講しやすいコースを整備するための検討を行う。

短期の研修コースを設置し、社会人の受入れの促進を図る方策について検討する。

研究科や研究科内の専門分野を超えた、教育・研究体制の整備について検討する。

国内外の大学との連携による新たな教育・研究体制の導入について検討する。

四大学連合を積極的に活用し、本学だけでは教育できない学際分野に関する教育研究を推進する体制の整備について検討する。

MMA（医療管理政策学）コースを開設し、実践的な教育・研究を推進する。

教育の成果・効果の検証に関する方策

教育の成果・効果の検証についての指標や判断基準等について検討するとともに、評価の実施体制の構築について検討する。

広報体制を強化し、インターネット等を活用して積極的な情報公開を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

アドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

面接試験の改善について検討する。

推薦入学等の多様な選抜方法の導入について検討する。

入学者選抜のための広報活動の充実を図る。

教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策

大学の教育理念を明確に示して大学内で共有し、四大学連合憲章に基づき魅力ある独自の教育プログラムを整備する。

教養部、医学部、歯学部が互いに連携を深め、早期臨床体験や視聴覚実習等の充実を図る。

教育の国際化を図るため、英語による講義の充実を図る。

教育プログラムの検討に、自己点検評価・外部評価などの結果を積極的に活用し、新たな研究分野や疾病等に対応した教育プログラムの導入について検討する。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

早期臨床体験から段階的に患者と接する機会を与え、医療人としての心構え、使命感、倫理観を育む、六年一貫の基盤形成科目を設けるなど、新たな教育プログラムの導入について検討する。

臨床に密着した研究活動を重視し、体験学習・臨地実習の充実を図る。

体験型学習、視聴覚実習のためのマルチメディア教材の充実を図る。

学外体験実習の拡充を図る。

大学院生の教育・研究環境の整備・充実を図る。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

CBT (Computer Based Testing) 及び OSCE (Objective Structured Clinical Examination) の活用等により、客観的な評価基準を策定する。

教員の FD 研修内容等の見直しを行い、成績評価の基準や手法の改善について検討を行う。

臨地実習に係る評価基準の策定及び評価システムの開発について検討を行う。

成績評価方法の点検を行い、客観的な評価基準に基づく評価システムの開発について検討を行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

教員の選考法について見直しを検討する。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

教育内容に直結した図書及び教材の充実を図る。

IT の活用による新たな教育システムの導入について検討する。

国内外の大学との連携による新たな教育・研究体制の導入について検討する。

教育資源の有効活用を図るため、施設設備の共有化や評価に基づいた配分を行うためのシステムの検討を行う。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

FD 研修を活用し、教員に対する教育業績評価システムについての検討を行う。

学生が容易に行える授業評価の方法及び内容について検討を行う。

全国の医学部・歯学部で行われているシラバス、カリキュラムを調査・収集する。
医学・歯学教育カリキュラムの国際間比較のための調査を行う。
全国の医学部・歯学部で行われているシラバス、カリキュラムを調査結果及び国際間比較の調査に基づき、モデル・コア・カリキュラムの実態を調査する。
C B T 出題問題の均質性に対する評価方法の研究開発。
OSCE の評価者間変動についての各大学で利用可能なソフトの開発を行う。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

支援体制

新入学生に係るキャンパスライフへの支援としてのオリエンテーションの充実を図る。
保健管理センターを中心とした学生のメンタルヘルスへのサポート体制を図る。
学生サービス体制の見直しを行い、教員と事務職員が一体となったサービス体制の構築に関して検討を行う。

修学・生活相談、健康管理

修学、生活及びセクハラ等各種相談に対応した相談窓口を設置する。
保健管理センターを中心とした学生のメンタルヘルスへのサポート体制の充実を図る。

就職・修学・経済支援

就職情報の提供方法等を見直すとともに、教員と事務職員が一体となった就職支援体制の整備について検討を行う。
大学独自の奨学制度について検討する。

留学生支援

留学生センターにおける日本語予備教育や日本文化事情教育の充実について検討する。
IT教材の活用や英語教官による医学・歯学英语コースの整備等により医学・歯学英语教育の充実について検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究水準を達成するための措置

【医歯学総合研究科・医系】

外国人を含む優秀な若手研究者の萌芽的・創造的な研究を促進するために、研究資金、研究スペース面での優遇を図るなどの若手研究者推進制度の整備を検討する。

【医歯学総合研究科・歯系】

国内外の大学との連携による新たな研究体制の導入について検討する。

【保健衛生学研究科】

看護学・検査学における実践的研究能力の育成を行うための研究システムの構築について検討する。

【生命情報科学教育部・疾患生命科学研究部】

連携分野の増設や教育研究基盤の整備を行う。

【難治疾患研究所】

国際交流協定先の拡大や海外の一流研究者招聘を行うなど、国際的な難治疾患研究体制の構築を行う。

先端研究拠点事業を推進する。

難治疾患研究を推進するために、研究所の大部門の再編を進めるとともに、部門の枠を超えたプロジェクト研究を実施する体制の整備を行う。

国内外の研究機関との連携により、骨・軟骨疾患の分子病態生理学分野の国際的な研究拠点の形成を推進する。

【生体材料工学研究所】

連携大学との連携強化や客員教員制度の積極的な活用などにより、国内外の優秀な研究者との研究交流を図る。

バイオマテリアル・バイオエンジニアリングに関する理論を構築し、最先端素材の創出と分子デバイスから人工臓器を包含する応用研究を展開する。

【教養部】

環境問題に関する共同研究計画の検討を行い、実施する。

【附属図書館】

オンラインジャーナルの充実など研究に資する図書、資料の充実を図る。

【21世紀 COE プログラム】

「歯と骨の分子破壊と再構築のフロンティア」及び「脳の機能統合とその失調」に係る研究及び人材養成を行い、国際的な研究拠点の形成を推進する。

成果の社会への還元に関する具体的方策

広報活動の強化とITの活用等により、研究成果を広く社会へ公開する体制の構築を図る。

オープンラボの活用や知的財産本部・TLOの活用等により、産学連携を積極的に推進する。

研究成果をタイムリーにかつ的確に情報提供できる体制の整備について検討する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

自己点検評価、外部評価などの結果を研究実施組織の検討に活用し、基礎と臨床の融合や、組織の枠を超えた研究体制を実行するための方策について検討する。

国内外の大学との連携による新たな教育・研究体制の導入について検討する。

研究教育活動に係る評価を研究実施体制の検討に活用するための評価制度について検討を行う。

国際交流協定の締結などにより、学生、教員の交流などを行い、客員教員制度や共

同研究プロジェクトなどを効果的に活用することで、研究スタッフの充実を図る。優秀な研究者を確保するため、自己点検評価、外部評価などの結果を活用し、インセンティブ付与を行う体制の構築について検討する。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

重点研究プロジェクトや研究拠点形成といった戦略的・先導的研究活動へ重点的に研究資金を配分するための方策について検討を行う。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

先端研究支援センター、疾患遺伝子実験センター等の学内共用施設の学部、研究科、研究所等への研究支援体制の見直しを行い、研究設備の共有化の推進等による効率的な運用と研究者へのサービスの充実を図る。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

知的財産本部を中心として各研究組織が連携し、知的財産ポリシーに基づく知的財産管理・運用体制を構築し、産業界への権利の移転・活用を促進する。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

研究組織及び個々の教員の研究活動、研究実施体制、教育・診療社会貢献等に関する客観的な評価を実施する体制のあり方について検討する。

自己点検・評価及び外部評価結果を、研究組織の見直しや、重点研究プロジェクトの検討に活用する体制の整備を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

社会との連携協力のための方策

公開講座や短期の履修コース等を開催し、本学の持つ知識、情報、技能等を積極的に社会に還元する。

企業等との連携分野の設置、関係研究機関等との連携強化等により、積極的に外部との交流を進める。

四大学連合などの枠組みを利用し、従来の医学・歯学・保健衛生学の領域にとられない新たな内容の公開講座等を、企画・実施する。

国際交流・協力のための方策

国内外の大学、研究機関、公的機関等との交流を深め、客員教員制度などを積極的な利用や新たな研究者派遣事業などの検討により、教育・研究・診療に係る人的交流を推進する。

留学生教育プログラムの見直しを行うとともに、英語による授業を増やす等の教育環境の整備を行う。

短期交換留学生制度の充実を図る。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【医学部附属病院】

病院長補佐体制の見直しなどによる管理運営体制の再構築を行う。
管理会計システム導入し、部門別収支の分析・評価を行う。
リスクマネジメント体制の見直しを行う。
診療予約システムの見直しを行い、患者サービスの改善を図る。
診療内容や、安全対策等の病院情報の積極的な情報公開を行う体制について検討する。
一次あるいは二次医療機関との連携を強化・拡充し、地域医療の体制の充実を図る。
医学部附属病院と歯学部附属病院との連携を推進する。
高度先進医療、専門的医療を実践する体制の整備について検討を行う。
最新の医療に係るセミナーや講習会を行い、先端知識の理解と普及を図るとともに、医療従事者のマナー向上や、資質の向上のための研修を企画・実施する。
卒後臨床研修に係る評価システムの構築について検討する体制を整備する。

【歯学部附属病院】

病院長の専任化等による管理運営体制の再構築を行う。
管理会計システム導入し、部門別収支の分析・評価を行う。
リスクマネジメント体制の見直しを行う。
診療録の統一化を図る等の診療体制に関する見直しを行う。
医学部附属病院と歯学部附属病院との連携を推進する。
歯科材料等に関する治験を積極的に行う体制の整備を行う。
先端歯科医療の見直し等を行う。
難治性歯科疾患等への取り組みのため、専門外来の見直しを行う。
地域歯科医療を推進するための体制を整備する。
歯科器材・薬品の開発、治験を積極的に行う体制の整備を行う。
臨床教育や生涯教育について、一貫した歯科教育を行う体制について検討する。

(3) 研究所に関する目標を達成するための措置

【生体材料工学研究所】

国内外の大学や研究施設との連携を強化し、バイオマテリアル・バイオエンジニアリングに関する情報・知識の集積を図り、基礎研究・応用研究を進展させる体制を整備する。
プロジェクトラボを整備し、先端研究を積極的に推進する体制の構築を図る。
若手研究者の育成及び学生の教育体制等の見直しを進める。
組織や部門の枠にとらわれない資源配分の仕組みや、研究基盤・支援体制の再構築のための検討を行う。
先端医療へのナノバイオサイエンスの応用や、バイオインスパイアード・バイオマテリアルの創製と応用、バイオシステムエンジニアリングの先端医療への応用等、本研究所における重点領域について積極的に推進する。

【難治疾患研究所】

国内外の大学や研究施設との連携を強化し、研究者交流や共同研究を積極的に推進し、難治疾患の病態基盤に対する研究体制を強化する。

学術先進国との先端研究拠点事業を推進する。

研究部門の見直しを行い、先端的な難治疾患研究に対応した研究体制・研究基盤の整備を行う。

社会的ニーズに柔軟に呼応可能な研究体制の導入について検討を行う。

難治疾患研究基盤と基礎生命科学基盤を融合した学際的研究を推進するために、疾患生命科学研究部・生命情報科学教育部との連携による新たな研究体制の導入を図る。

若手研究者の育成及び学生の教育体制等の見直しを進める。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

口腔保健分野における高度な教育研究体制のあり方について検討する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

効率的な組織運営のための方策

学長を中心とした運営体制を構築し、その中で大学運営に関する企画立案、経営戦略の策定について具体的に検討する組織等を設置し検討を行う。

経営戦略を確実に実行していくために、国立大学法人としての教育研究活動の一層の高度化と附属病院の質の向上と効率的運用とを並行して実現させ得る仕組み作りについて検討を行う。

委員会等の見直しを行い、部局間の連絡調整が迅速に行われるような体制構築の検討を行う。

戦略的な学内資源配分の実現のための方策

学長を中心とした運営体制を構築し、経営戦略に沿った戦略的な学内資源配分を行う体制について検討を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

教育・研究・診療組織の活性化に活用可能な評価システムの構築に関する検討を行う。

人員配置の見直しも含めた、全学的な組織体制の見直しを行い、人材の有効活用、適切な人員配置が可能なシステムに関する検討を行う。

教育研究組織の見直しの方向性

海外の大学と積極的な連携を行う。

教育システム改善のための方策について検討を行う。

重点的研究テーマについて、組織を超えた連携を実現するための体制について検討を行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

全職員共通の人事に関する目標達成のための措置

人件費の一元管理を行い、人件費の効率的な運用を行う体制について検討する。

教員の人事に関する目標達成のための措置

教員の任期制導入の促進を図る。

その他の職員の人事に関する目標達成のための措置

研修制度の見直しを行い、職員の能力開発、専門性の向上に寄与する研修の内容等について検討を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務組織編成の方策

本学の法人運営に適した事務組織整備の実施計画の策定を行う。

事務職員の専門性向上のための方策

事務職員の能力開発、専門性の向上のための研修の充実及び専門性を重視した採用、人事交流等の検討を行う。

事務処理の合理化・効率化のための方策

業務に応じた権限委任等の見直しを行う。

現行の外部委託業務を見直し、より有効な外部委託を行うよう検討を行う。

事務の電子情報化を推進する。

財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

科学研究費補助金、受託研究、奨学寄付金等外部資金増加に関する具体的方策

横断的な学内研究プロジェクト体制の構築について検討する。

事務職員による積極的な支援体制の構築について検討する。

研究内容の公開等を促進する。

収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

知的財産権の権利化を促進するため、TLO を設置する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

管理的経費の抑制に関する具体的方策

契約内容の精査・見直しを十分に行い、経費の節減や効率的運用を推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

資産の一元管理を行うことで資産内容、稼働状況を把握し、資産運用の効率化を図る。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価の改善に関する具体的方策

自己点検・評価体制及び外部評価の実施内容等の見直しを行う。

インターネット等を活用し、大学の活動状況等を適切に公開する体制を構築する。

評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

自己点検・評価、外部評価の評価結果を大学運営に適切に反映するシステムの構築に関して検討を行う。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

広報体制を強化する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

施設等の有効活用に関する具体的方策

施設運営に関し、全学的な点検・評価体制の構築を図る。

施設等の維持管理に関する具体的方策

総合的な維持保全を計画的・効果的に実施する体制の構築を図る。

施設等の整備に関する具体的方策

教育・研究・診療に係る施設等について、中・長期的な視点で具体的な整備計画を策定する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法に基づく健康安全管理組織体制を新たに構築するとともにその体制を点検及び整備する。

職場の安全と職員の健康を維持するため、労働安全衛生法等の法令に基づく管理組織体制を整備し、実施する。

予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

49億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

該当なし

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、

- ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・湯島地区総合研究棟新営 工事 ・小規模改修	総額 2,100	施設整備費補助金 (2,100)

注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- ・全学的視点から人件費管理を行い、人材の有効活用を検討する。
 - 1)コンピュータによる人件費の集中管理により、人件費の効率的な運用を図る。
 - 2)人材の有効活用を検討する。
- ・労働安全衛生法に基づき健康安全管理組織体制を新たに構築し、作業環境測定等、労

働安全衛生管理の充実を図る。

- 1) 労働安全衛生管理体制の構築・その体制の点検及び整備。
- ・ 任期制の導入を促進し、教育研究の活性化を図る。
 - 1) 全学的に教育職員に任期制を導入。
 - ・ 職員の能力開発、専門性の向上のため、研修の充実を図る。
 - 1) 現在の研修内容の見直し。
 - 2) 能力開発及び専門性の向上を目的とした研修を重点とした計画の策定及び実施。

(参考1) 16年度の常勤職員数 991人
また、任期付職員数の見込みを593人とする。

(参考2) 平成16年度の人件費総額見込み 18,101百万円

(別紙)

予算(人件費の見積りを含む。)収支計画及び資金計画

(別表)

○学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	19,423
施設整備費補助金	2,099
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	7
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	19,486
授業料及入学金検定料収入	1,691
附属病院収入	17,688
財産処分収入	0
雑収入	107
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	1,125
長期借入金収入	0
計	42,140
支出	
業務費	32,891
教育研究経費	12,697
診療経費	18,100
一般管理費	2,094
施設整備費	2,099
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	1,125
長期借入金償還金	6,025
計	42,140

[人件費の見積り]

期間中総額 17,114 百万円を支出する。(退職手当は除く)

2. 収支計画

平成16年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	38,958
業務費	31,736
教育研究経費	1,815
診療経費	11,379
受託研究費等	441
役員人件費	80
教員人件費	7,834
職員人件費	10,187
一般管理費	1,080
財務費用	2,052
雑損	0
減価償却費	4,090
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	40,236
運営費交付金	18,286
授業料収益	1,402
入学金収益	193
検定料収益	56
附属病院収益	17,688
受託研究等収益	441
寄附金収益	562
財務収益	0
雑益	205
資産見返運営費交付金等戻入	152
資産見返寄附金戻入	4
資産見返物品受贈額戻入	1,247
臨時利益	0
純利益	1,278
総利益	1,278

3. 資金計画

平成16年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	43,920
業務活動による支出	32,816
投資活動による支出	3,117
財務活動による支出	6,025
翌年度への繰越金	1,962
資金収入	43,920
業務活動による収入	40,034
運営費交付金による収入	19,423
授業料及入学金検定料による収入	1,691
附属病院収入	17,688
受託研究等収入	441
寄付金収入	586
その他の収入	205
投資活動による収入	2,106
施設費による収入	2,106
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,780

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

医学部	医学科 470人 （うち医師養成に係る分野470人） 保健衛生学科 360人
歯学部	歯学科 370人 （うち歯科医師養成に係る分野370人） 口腔保健学科 25人
医歯学総合研究科	口腔機能再構築学系専攻 168人 （うち修士課程 0人 博士課程 168人） 顎顔面頸部機能再建学系専攻 120人 （うち修士課程 0人 博士課程 120人） 生体支持組織学系専攻 74人 （うち修士課程 0人 博士課程 74人） 環境社会医歯学系専攻 80人 （うち修士課程 0人 博士課程 80人） 老化制御学系専攻 40人 （うち修士課程 0人 博士課程 40人） 全人的医療開発学系専攻 32人 （うち修士課程 0人 博士課程 32人） 認知行動医学系専攻 80人 （うち修士課程 0人 博士課程 80人） 生体環境応答学系専攻 70人 （うち修士課程 0人 博士課程 70人） 器官システム制御学系専攻 116人 （うち修士課程 0人 博士課程 116人） 先端医療開発学系専攻 84人 （うち修士課程 0人 博士課程 84人） 医歯科学専攻 75人 （うち修士課程 75人 博士課程 0人）
保健衛生学研究科	総合保健看護学専攻 58人 （うち修士課程 34人 博士課程 24人） 生体検査科学専攻 42人 （うち修士課程 24人 博士課程 18人）

疾患生命科学研究部 生命情報科学教育部	バイオ情報学専攻 44人 (うち修士課程 31人 博士課程 13人) 高次生命科学専攻 42人 (うち修士課程 30人 博士課程 12人)
附属歯科衛生士学校 附属歯科技工士学校	30人 60人